

# 請 願 審 査 資 料

2年請願第2号

全ての子どもに安全、安心な保育を  
保障することについて

令和2年8月21日

こども未来局



## I 請願事項

全ての子どもに安全、安心な保育を保障することについて

(請願者：福岡市保育団体連絡会代表 真野彩子 外 16,173 人)

1. 認可保育所を増やすこと。
2. 小規模保育所、幼稚園の預かり保育、企業主導型保育所、認可外保育所についても認可保育所と同じ保育条件にすること。
3. 職員の配置基準を切り下げず、改善すること。
4. 保育士が健康で長く働き続けられるよう、賃金、処遇を専門職にふさわしいものに変えること。
5. 食育を進めるために、全ての保育施設で給食の外部搬入、外部委託を行わないこと。また、3歳児以上の完全給食を実施すること。
6. 保育料の完全無償化を進めること。
7. 上記6項目が実現するよう、国に保育予算増額と保育基準改善を求める意見書を提出すること。(審査済)

## II 現状及び請願に対する福岡市の考え方について

### 1 請願事項1について

#### (1) 現状

増加する保育ニーズに対応するため、令和元年度は14ヵ所の保育所の新設をはじめ、増改築などにより、1,571人分の定員増を行うなど、保育の受け皿確保を推進している。

#### (2) 請願に対する福岡市の考え方

増加する保育ニーズに対応するため、引き続き、保育所の新設や増改築などにより、保育の受け皿確保を推進していく。

[参考] 福岡市の待機児童数

平成30年	令和元年	令和2年
40人	20人	5人

※各年4月1日現在

## 2 請願事項2及び3について

### (1) 現状

小規模保育事業などの職員配置や設備等の基準については、市町村が厚生労働省令に基づき条例で定めることとされており、本市では、当該条例制定以前に保育所等で本市独自に上乘せしていた項目等を除き、厚生労働省令どおりとして条例を定めている。

幼稚園が実施している預かり保育の職員配置や設備等の基準については、文部科学省及び厚生労働省が定める実施要綱等を踏まえ、本市が規定している実施要綱に基づき実施されている。

企業主導型保育施設の職員配置や設備等の基準については、内閣府が定める実施要綱等に基づき実施されている。

認可外保育施設については、厚生労働省が定める「認可外保育施設指導監督基準」に基づき、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等に関して指導監督を行っている。

### (2) 請願に対する福岡市の考え方

小規模保育事業等の職員配置や設備等の基準については、厚生労働省令が、国の子ども・子育て審議会における議論を経て、保育所等の基準を踏まえつつ、各事業の特性も考慮しながら、質の確保を図るものとして定められていることから、本市として、基準の変更は行わない。

幼稚園が実施している預かり保育の職員配置や設備等の基準については、文部科学省及び厚生労働省が幼稚園という施設の特性を踏まえ、質の確保を図るものとして定められていることから、本市として、基準の変更は行わない。

企業主導型保育施設の職員配置や設備等の基準については、内閣府が定める実施要綱等に基づき実施されており、本市として、その基準を変更することはできない。

認可外保育施設に対する指導監督については、原則として、厚生労働省が定める「認可外保育施設指導監督基準」に基づき行うこととされており、本市として、その基準を変更することはできない。

### 3 請願事項4について

#### (1) 現状

保育士の賃金については、国の公定価格等において、近年、毎年給与の改善が措置されており、平成25年度から令和元年度の7年間で、約14%、月額約4万5千円の処遇改善に加え、技能・経験に応じた月額最大4万円の追加的な処遇改善が行われている。

また、令和2年度の予算で、福岡市保育協会補助金において、勤続手当など、職員の処遇改善に要する費用として約3億1千万円を上乗せするとともに、賃貸住宅に住む正規保育士に対する家賃の一部や奨学金返済について約3億6千万円を助成している。

保育士の処遇については、公定価格において、主任保育士専任加算、事務職員雇上費加算等の職員の加配に係る加算項目が設けられているほか、福岡市保育協会補助金において保育士の加配費用を市単費で助成するとともに、保育支援員の配置費用の助成や保育業務のICT化の推進などにより、保育士の事務負担軽減を図っている。

#### (2) 請願に対する福岡市の考え方

保育士の賃金、処遇については、福岡市保育協会補助金における職員の処遇改善及び加配に係る助成や、家賃助成、奨学金返済支援を継続するとともに、保育士の更なる賃金改善などを含む公定価格の充実について、引き続き、国に要望していく。

また、保育現場の意見も聞きながら、保育士の事務負担軽減に努めていく。

## 4 請願事項5について

### (1) 現状

保育所等における給食については、本市においては、条例上、保育所等が雇用する調理員により調理を行う「自園調理」を原則としつつ、一定の条件を満たした場合には、受託業者の従業員が当該保育所等で調理を行う「外部委託」により提供することも可能としている。

なお、外部の施設等において調理した給食を保育所等に搬入する「外部搬入」については、条例上、小規模保育事業等での連携施設等からの搬入に限り可能としている。

3歳以上児に対して主食も含め給食を提供する「完全給食」については、公定価格にその費用が含まれていないことから、保育所等の任意の判断により、保護者から別途費用を徴収して行われている。

#### 【令和2年度の保育所等における給食の実施状況】

単位：箇所

		保育所・認定こども園	小規模保育事業所等	計
提供 方法	自園調理	279	97	376
	外部委託	4	3	7
	外部搬入	—	62	62
	計	283	162	445
完全 給食	実施(※)	211		211
	未実施	72		72
	計	283		283

※ 一部実施（曜日等を決めて主食を提供等）の3箇所を含む。

### (2) 請願に対する福岡市の考え方

保育所等における食育については、保育所保育指針において、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向けて、その基礎を培うことを目標としており、「食を営む力」は、日々の保育の中で、生活と遊びを通して、子どもが自らの意欲を持って食に関わる体験を積み重ねていくことを重視して取り組むことで育成されるものとされている。今後とも、給食の実施方法に関わらず、各保育所等における食育が推進されるよう、取り組んでいく。

「完全給食」については、大型炊飯器や食器保管庫等の備品の購入など、多額の設備投資とともに、調理室の拡張が必要となるが、敷地や構造上の制約により、改修が困難な施設もあることから、今後とも、各保育所等の判断で実施していく。

## 5 請願事項6について

### (1) 現状

保育所等の保育料については、3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、令和元年10月から無償化されている。

なお、0～2歳児の無償化対象外世帯の保育料については、保護者の市町村民税額に応じた徴収基準額が国により定められており、多子世帯や低所得世帯、ひとり親世帯等の要保護世帯に対する減免措置も設けられている。

これに加え、本市では市独自の取組みとして、国の徴収基準額から20%相当額を減額した保育料体系とし、保護者の負担軽減に努めているところである。

### (2) 請願に対する福岡市の考え方

無償化の対象年齢や対象費用など、保育の根幹となる部分は、国の責任において検討され、制度設計されているものと考えている。

本市としても、引き続き保護者の負担軽減に努めていく。